

## 参考資料

### 目 次

○森林審議会設置根拠	• • • • • 1
○山梨県森林審議会運営規則	• • • • • 2
○審議会等の会議の公開等に関する指針	• • • • • 3
○山梨県森林審議会傍聴要領	• • • • • 7
○森林審議会への諮問事項	• • • • • 9
○森林審議会(保全部会)に対する諮問の基準	• • • • • 10
○森林法(抜粋)	• • • • • 12
○森林病害虫等防除法(抜粋)	• • • • • 16

# 森林審議会 設置根拠

森林法 抜粋 (最終改正: 平成25年6月14日法律第44号)

## 第5章 都道府県森林審議会

### (設置及び所掌事務)

#### 第68条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

- 2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。
- 3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

### (組織)

#### 第70条 都道府県森林審議会は、委員をもって組織する。

- 2 委員は、第68条第2項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、非常勤とする。

### (会長)

#### 第71条 都道府県森林審議会の会長は、前条第1項の委員が互選した者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、第1項の委員が互選した者がその職務を代行する。

### (政令への委任)

#### 第73条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

### 施行令

#### (都道府県森林審議会の部会)

#### 第7条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員の所属部会は、会長が定める。
- 4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

# 山梨県森林審議会運営規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、森林法（昭和26年法第249号）第68条第1項の規定により設置された山梨県森林審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (会議の招集)

第2条 審議会の会議は、知事から諮問があったとき、又は会長が必要と認めるときに会長が招集する。

## (議長)

第3条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

第4条 会長に事故あるときは、会長代行がこれにあたる。

## (会議の成立)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

## (決定)

第6条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (議事録)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、保存しなければならない。

2 前項の議事録には、出席した委員で議長が指名した委員2名が署名しなければならない。

## (部会)

第8条 審議会に、次の部会を置く。

### 森林保全部会

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

3 部会に属すべき委員は7名以内とし、審議会の委員の内から会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会は、知事の諮問に応じて、部会長が招集する。

5 会議の議長は、部会長があたる。

6 審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

この場合において決議した事項は、次の審議会に報告しなければならない。

## (顧問)

第9条 会議の助言を受けるため、これを置くことが出来る。

## (事務局)

第10条 審議会の事務局は、森林環境部森林整備課に置く。

## (その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則 この規則は、平成3年9月17日から施行する。

附 則 山梨県森林審議会運営規則第8条第6項で森林審議会が特に定めた事項

(1) 森林における開発行為の許可に関する事項

(2) 保安林の指定および指定の解除に関する事項

(3) 知事が定める松くい虫被害対策に関する事項

この規則は、平成14年10月17日から施行する。

## 審議会等の会議の公開等に関する指針

平成20年2月5日制定

平成21年2月26日改正

### (目的)

第1条 この指針は、附属機関等設置運営要綱（平成3年2月26日施行）第1条に規定する附属機関等（以下「審議会等」という。）が県の各種施策の企画立案又は行政執行の過程において重要な役割を果たしていることにかんがみ、審議会等の会議の公開並びに会議結果、会議資料及び会議録等の公表に関し必要な事項を定め、審議会等の審議の状況を明らかにし、もって県民参画の開かれた県政を一層推進することを目的とする。

### (会議の公開)

第2条 審議会等の会議は、法令等の規定により会議が非公開とされているときを除き、公開するものとする。

### (会議の非公開の決定)

第3条 審議会等は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- 一 山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「情報公開条例」という。）第8条各号に該当する事項について調停、審査、審議又は調査を行うとき。
- 二 当該会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が本当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に本当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 審議会等は、会議を公開しないときは、その理由を明らかにするものとする。

### (会議の公開の方法等)

第4条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることによりこれを行う。

- 2 審議会等は、公開する会議において、傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。この場合において、報道機関の関係者の席は、別に設けるものとする。
- 3 審議会等は、公開する会議を傍聴する者に対し会議資料を提供するよう努めるものとし、提供できないときは審議事項がわかる資料を提供するものとする。
- 4 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を記載した傍聴要領を定め、審議会等の長は、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。
- 5 審議会等は、報道機関の取材活動について、可能な限り配慮するものとする。

### (会議開催の周知)

第5条 審議会等の事務を所掌する課室（以下「所掌課室」という。）の長（以下「所掌課室長」という。）は、当該会議開催の1週間前までに、次に掲げる事項を周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、会議開催を決定した後直ちに周知するものとする。

- 一 開催日時
- 二 開催場所

### 三 議題

- 四 公開又は非公開（一部非公開を含む。）の別及び非公開のときにあってはその理由
- 五 傍聴の席数
- 六 傍聴手続
- 七 問い合わせ先

2 前項の規定は、審議会等が個人又は法人その他の団体の権利利益を保護するため会議開催を周知しないことが必要であると認めたときは、これを適用しない。この場合において、所掌課室長は、会議開催後1週間以内に、その理由を明らかにするものとする。  
(会議結果等の公表)

第6条 審議会等は、会議開催後1週間以内に、会議結果(会議を開催したときにあっては、会議結果及び会議資料)を公表するものとする。ただし、やむを得ない事由により当該期間内に公表することができないときは、当該事由が終了した後速やかにこれを公表するものとする。

2 審議会等は、会議開催後30日以内に、公開した会議の会議録を公表するものとする。ただし、やむを得ない事由により当該期間内に公表することができないときは、当該事由が終了した後速やかにこれを公表するものとする。

3 審議会等は、会議を非公開としたときであっても、当該会議に係る会議資料又は会議録の公表に努めるものとする。

4 会議資料又は会議録の公表に当たっては、山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）の諸規定を遵守するとともに、情報公開条例第8条各号に規定する不開示情報に該当する情報の取扱いに十分注意するものとする。

(審議会等の基本情報の公表)

第7条 所掌課室長は、毎年4月1日現在における当該担当する審議会等（以下第9条において「担当審議会等」という。）に関する次に掲げる事項について、4月15日（この日が山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、県の休日の翌日）までにこれを公表するものとする。ただし、第7号に掲げる事項のうち委員の職業（役職名を含む。）及び氏名は、公にすることより、委員の私生活上の平穏を害するおそれがあると認められるときには、これを公表しないものとすることができ、公にすることより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるときには、事後すみやかにこれを公表するものとすることができる。

- 一 名称
- 二 設置根拠
- 三 設置年月日
- 四 所掌事項
- 五 委員数
- 六 委員公募制の採用又は不採用の別
- 七 委員の職業（役職名を含む。）、氏名及び任期
- 八 所掌課室の名称及び電話番号等

- 2 所掌課室長は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに変更後の事項を公表するものとする。
- 3 山梨県行政組織規則（昭和43年山梨県規則第12号）第7条第4項の規定において附属機関に関することを分掌することとされている課の長は、私学文書課長に対し、4月25日（この日が県の休日に当たるときは、県の休日の翌日）までに毎年4月1日現在におけるすべての審議会等の名称及びその所掌課室を記載した一覧表を提出するものとする。
- 4 私学文書課長は、前項に規定する一覧表をもとに「審議会等一覧」を作成し、4月30日（この日が県の休日に当たるときは、県の休日の翌日）までにこれを公表するものとする。
- 5 審議会等が年度途中に新たに設置されたときは、第1項、第3項及び第4項の規定の例によるものとする。

（周知又は公表の方法等）

第8条 第5条第1項の規定に基づく周知又は第6条第1項から第3項までの規定若しくは前条第1項、第2項若しくは第4項の規定に基づく公表は、山梨県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）への掲載によりこれを行う。ただし、第6条第1項に規定する会議資料のうち県ホームページに掲載することが困難なもの公表は、所掌課室長が適当であると認める方法により行うことができる。

- 2 県ホームページへの掲載期間は、1年とする。ただし、所掌課室長が、この期間を延長し、又は短縮することに合理的な理由があると認めるときは、この限りでない。

（審議会等開催状況確認票の提出）

第9条 所掌課室長は、私学文書課長に対し、4月15日（この日が県の休日に当たるときは、県の休日の翌日）までに前年度における担当審議会等の開催状況等を記載した審議会等開催状況確認票を提出するものとする。

（委任）

第10条 この指針の運用に当たって必要な事項は、私学文書課長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この指針は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第5条、第7条第1項、第3項及び第4項第8条並びに第10条の規定 この指針の制定の日

二 第9条の規定 平成21年4月1日

（経過措置）

- 2 この指針の制定の日から平成20年3月31日までの間における第7条第1項、第3項及び第4項の規定の適用については、同条第1項の規定中「4月15日」とあるのは、「平成20年3月25日」とし、同条第3項の規定中「4月25日（この日が県の休日に当たるときは、県の休日の翌日）までに毎年4月1日現在におけるすべての審議会等の名称及びその所掌課室を記載した一覧表」とあるのは、「平成20年3月24日まで

にすべての審議会等の名称及びその所掌課室を記載した最新の一覧表」とし、同条第4項の規定中「4月30日」とあるのは、「平成20年3月25日」とする。

- 3 この指針の施行前にされていた情報公開の総合的な推進に関する要綱（平成12年3月17日制定）第3条第1項の規定による会議非公開の決定は、この指針の相当規定によりされた決定とみなす。
- 4 この指針の施行の際現に閲覧に供されていた審議会等の会議資料又は会議録の県民情報センターにおける供覧については、第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（附属機関等設置運営要綱の一部改正）

- 5 附属機関等設置運営要綱（平成3年2月26日施行）の一部を次のように改正する。  
第11条を次のように改める。

（会議の公開）

第11条 附属機関等の会議の公開は、審議会等の会議の公開等に関する指針（平成20年2月5日）に定めるところにより行うものとする。

（情報公開の総合的な推進に関する要綱の一部改正）

- 6 情報公開の総合的な推進に関する要綱（平成12年3月17日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「長期計画」を「総合計画」に改め、同項第3号を次のように改める。

三 附属機関等設置運営要綱（平成3年2月26日施行）第1条に規定する附属機関等の会議結果、会議資料又は会議録

第3条第2項中「情報の公表は、前項各号に掲げる事項について」を「前項第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる事項の公表は、」に改め、同項第5号中「インターネット」を「ホームページ」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 第1項第3号に掲げる事項の公表は、別に定めるところにより行うものとする。

第7条を次のように改める。

（県民情報センターにおける供覧期間）

第7条 県民情報センターにおける供覧期間は、原則として、情報の公表又は提供を開始したときから1年とする。

第8条第1項を次のように改める。

実施機関は、この要綱の規定に基づき県民に公表し、又は提供した情報について、別記様式による一覧表を作成し、ホームページへの掲載によりこれを公表するものとする。

附 則

この指針は、平成21年2月26日から施行する。

# 山梨県森林審議会傍聴要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、山梨県森林審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関する必要な事項を定めるものとする。

## (傍聴者の決定等)

第2条 傍聴定員は、会議の都度、審議会の会長（以下「会長」という。）又は森林整備課長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 審議会の事務局は、傍聴希望者（報道機関の関係者（以下「報道関係者」という。）を除く。以下同じ。）を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴者とし、定員を超える場合は先着順により傍聴者を決定する。

4 前項の規定により決定した傍聴者及び報道関係者には傍聴券（様式2）を交付するものとする。

## (取材活動に対する配慮)

第3条 報道機関の取材活動については、可能な限り配慮するものとする。

## (傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、会議の会場に入場することができない。

(1) 傍聴券を所持しない者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

## (傍聴者等の守るべき事項)

第5条 傍聴者及び報道関係者（以下「傍聴者等」という。）は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

## (秩序の維持)

第6条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者等に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴者等が指示に従わないときは、傍聴者等を退場させることができる。

## (傍聴の心得)

第7条 公開の会議を開催する場合には、別に定めた傍聴の心得（別紙）を傍聴券の裏面に印刷し、これを傍聴者等に交付するものとする。

## (部会への準用)

第8条 第2条から第7条までの規定は、審議会の部会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは、「保全部会」と、「会長」とあるのは、「保全部会長」と読み替えるものとする。

## (実施細目)

第9条 この要領に定めのない事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この要領は、平成20年7月15日から施行する。

## 傍聴の心得

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する者（報道機関の関係者（以下「報道関係者」という。）を除く。以下同じ。）は、会議の開会予定時刻まで集合し、傍聴者名簿（様式1）に所定の事項を記入して下さい。
- (2) 会議の会場には、傍聴券（様式2）を携帯の上、事務局の指示に従って入室してください。
- (3) 会議の傍聴を希望する方の傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。

### 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者及び報道関係者（以下「傍聴者等」という。）は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者等が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、退場していただく場合があります。

### 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者等は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- イ 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- ロ 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- ハ 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- ニ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を受けた者及び報道関係者は除く。
- ホ 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- ヘ その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

## 森林審議会への諮問事項

- 1 地域森林計画の樹立及び変更に関すること。  
(森林法第6条第3項)
- 2 森林法の施行に関する重要事項。  
(森林法第68条第2項)
- 3 森林における開発行為の許可に関すること。  
(森林法第10条の2第6項)
- 4 保安林の指定及び指定の解除に関すること。  
〔森林法第25条の2、第26条の2、森林法第27条第3項  
「保安林の転用に係わる解除の取扱い要領（平成2年6月  
11日2林野治第1868号）第3の2の(1)及び(2)」〕
- 5 知事が定める松くい虫被害対策に関すること。  
〔森林病害虫等防除法第7条の3第3項、第7条の5第2項、  
第7条の6第3項及び第7条の9第3項〕

# 森林審議会(保全部会)に対する諮問の基準

平成14年11月1日改正

森整1第10-9号

山梨県森林審議会で審議する諮問内容

## 1 森林における開発の許可

森林法第10条の2第1項の開発行為の許可をしようとする場合。

[諮問基準]

- (1) 森林における面積が、5ヘクタール以上のもの。
- (2) 変更許可については、次に掲げるもの。
  - (イ) 当初の開発面積が、5ヘクタール未満であっても、変更により5ヘクタール以上となるもの。
  - (ロ) 当初の開発面積が、5ヘクタール以上のもので、当初開発面積の2割以上の増加又は2割未満であっても5ヘクタール以上の面積増加があるもの。
- (3) 上記(1)(2)にかかわらず、防災等の見地から特に知事が認めるもの。

[諮問根拠]

森林法第10条の2第6項

## 2 保安林の指定及び指定の解除

- (1) 森林法第25条の2第2項、第26条の2第1項及び第2項の規定により知事が指定及び指定の解除を行う保安林において、
  - (イ) 国の機関の長又は地方公共団体の長以外の者の申請により指定を行う場合。
  - (ロ) 国の機関の長又は地方公共団体の長以外の者の申請により転用に係る解除を行う場合。
- (2) 森林法第27条第3項の規定による意見書を提出する場合
- (3) 上記(1)、(2)にかかわらず、特に知事が認める場合。

[諮問基準]

- (1) 指定に係る面積が5ヘクタール以上のもの。
- (2) 指定の解除に係る面積が1ヘクタール以上のもの。

[諮問根拠]

森林法第25条の2第3項、第26条の2第3項及び第27条第3項

「保安林の転用に係る解除の取扱い要領の制定について」(平成2年6月11日付け2林野治第1868号林野庁長官通達)の別紙、「保安林の転用に係る解除の取扱い要領」 第3の2

### 3 知事が定める松くい虫防除対策

#### [諮問基準]

- (1) 都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更する場合。
- (2) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又はこれを変更する場合。
- (3) 樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更する場合。
- (4) 地区防除指針を定め、又はこれを変更する場合。

#### [諮問根拠]

森林病害虫等防除法第7条3第3項

- // 第7条5第2項  
// 第7条6第3項  
// 第7条9第3項

# 森林法(抜粋)

昭和26年法律第249号

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

## 第二章 森林計画等

### (地域森林計画)

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

- 2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 その対象とする森林の区域
  - 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
  - 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
  - 四 造林面積その他造林に関する事項
- 四の二 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- 四の三 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 五 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- 五の二 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- 五の三 森林病害虫の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項
- 六 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- 七 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
- 3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 第四条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。
- 5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

### (地域森林計画の案の縦覧等)

- 第六条 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日からおおむね三十日間の期間を定めて公衆の縦覧に供しなければならない。
- 2 前項の規定による公告があつたときは、当該地域森林計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都道府県知事に、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

- 3 都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。この場合において、当該地域森林計画の案に係る森林計画区の区域内に第七条の二第二項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により地域森林計画の案について都道府県森林審議会の意見を聴く場合には、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨を都道府県森林審議会に提出しなければならない。
- 5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該地域森林計画に定める事項のうち、同条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第四号の二の間伐立木材積並びに同項第七号の保安林の整備については、農林水産大臣の同意を得なければならない。
- 6 都道府県知事は、地域森林計画に前条第三項に規定する事項を定め、又は当該事項に係る地域森林計画の変更をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければならない。
- 7 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合においては、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

#### (開発行為の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
  - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
  - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2～5 略
- 6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

## 第三章 保安施設

## 第一節 保安林

### (指定)

**第二十五条の二** 都道府県知事は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

- 2 都道府県知事は、前条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
- 3 都道府県知事は、前二項の指定をしようとするときは、都道府県森林審議会に諮問することができる。

### (解除)

**第二十六条の二** 都道府県知事は、民有林である保安林（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものにあつては、重要流域以外の流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。）について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

- 2 都道府県知事は、民有林である保安林について、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。
- 3 前二項の規定により解除をしようとする場合には、第二十五条の二第三項の規定を準用する。
- 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により解除をしようとする場合において、当該解除をしようとする保安林が次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。
  - 一 第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定された保安林で、第一項又は第二項の規定により解除をしようとする面積が政令で定める規模以上であるもの
  - 二 その全部又は一部が第四十一条第三項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事若しくは同法第四十一条のぼた山崩壊防止工事の施行に係る土地の区域内にある保安林

### (指定又は解除の申請)

**第二十七条** 保安林の指定若しくは解除に利害関係を有する地方公共団体の長又はその指定若しくは解除に直接の利害関係を有する者は、農林水産省令で定める手続に従い、森林を保安林として指定すべき旨又は保安林の指定を解除すべき旨を書面により農林水産大臣又は都道府県知事に申請することができる。

- 2 都道府県知事以外の者が前項の規定により保安林の指定又は解除を農林水産大臣に申請する場合には、その森林の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の場合には、遅滞なくその申請書に意見書を附して農林水産大臣に進達しなければならない。但し、申請が第一項の条件を具備しな

いか、又は次条の規定に違反していると認めるときは、その申請を進達しないで却下することができる。

(地域森林計画の変更等)

**第三十九条の四** 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の保安林が特定保安林として指定された場合において、当該特定保安林の区域内に第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつている民有林があるときは、当該地域森林計画を変更し、当該民有林につき、当該特定保安林が保安林の指定の目的に即して機能することを確保することを旨として、次に掲げる事項を追加して定めなければならない。同項の規定により地域森林計画をたてる場合において特定保安林の区域内の民有林で当該地域森林計画の対象となるものがあるときも、同様とする。

- 一 造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林（以下「要整備森林」という。）の所在
- 二 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の森林施業の方法及び時期に関する事項
- 2 都道府県知事は、前項の規定により地域森林計画を変更し、又はこれをたてようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、要整備森林の整備のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により地域森林計画を変更し、又はこれをたてようとする場合であつて、第六条第二項の規定により前二項に規定する事項に関し直接の利害関係を有する者から異議の申立てがあつたときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の意見の聴取をしようとするときは、その期日の一週間前までに意見の聴取の期日及び場所をその異議の申立てをした者に通知するとともにこれを公示しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第三項の異議の申立てがあつたときは、これについて同項の意見の聴取をした後でなければ、地域森林計画を変更し、又はこれをたてることができない。

# 森林病害虫等防除法（抜粋）

昭和 25 年 3 月 31 日法律 53 号  
最終改正平成 23 年 8 月 30 日

## （都道府県防除実施基準）

第七条の三 都道府県知事は、前条第五項の規定による通知を受けた場合において、当該都道府県の区域内にある民有林（森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。以下同じ。）において薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは、防除実施基準に従つて、森林病害虫等の薬剤による防除の実施に関する基準（以下「都道府県防除実施基準」という。）を定め、又はこれを変更しなければならない。

- 2 都道府県防除実施基準においては、防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林に関する事項、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項その他森林病害虫等の薬剤による防除に関する事項を定めるものとする。
- 3 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

第4項 省略

## （高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定）

第七条の五 都道府県知事は、特定原因病害虫により当該都道府県の区域内にある特定森林に発生している被害の状況からみて、松くい虫等を駆除し、又はその蔓延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため特に必要があると認めるときは、松くい虫等の種類ごとに、民有林である特定森林について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しなければならない。

- 2 都道府県知事は、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

第3項、第4項 省略

## （樹種転換促進指針）

第七条の六 都道府県知事は、前条第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内にある民有林である特定森林において樹種転換を促進するための指針（以下「樹種転換促進指針」という。）を定めなければならない。

- 2 樹種転換促進指針においては、樹種転換に係る施業に関する事項、森林組合等による樹種転換の促進に関する事項その他樹種転換の実施の指針となるべき事項を定めるものとする。

- 3 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聽かなければならない。  
第4項 省略

(地区防除指針)

第七条の九 都道府県知事は、第七条の五第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の特定森林と併せて松くい虫等の被害対策を行う必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内にある民有林である特定森林であつて次条第一項の地区実施計画の対象となるものにつき、当該特定森林を所有し、又は管理する者が行うべき松くい虫等の駆除又はそのまん延の防止のため必要な措置(以下「自主防除措置」という。)に関する指針(以下「地区防除指針」という。)を定めなければならない。

- 2 地区防除指針においては、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の特定森林であつて、その位置及び規模からみて、当該特定森林を所有し、又は管理する者が自主防除措置を的確に行わないとすれば、特定原因病害虫により当該特定森林に発生している被害が高度公益機能森林に拡大するおそれがあると認められるものに関する基準その他次条第一項の地区実施計画の指針となるべき事項(第七条の三第二項の規定により都道府県防除実施基準において定めることとされている事項及び第七条の六第二項の規定により樹種転換促進指針において定めることとされている事項を除く。)を定めるものとする。
- 3 地区防除指針については、第七条の六第三項及び第四項の規定を準用する。